

ごみ集積所に関する留意事項

2021年3月

- ◎ 集積所はいつも清潔にしておきましょう。
- ◎ 集積所の維持管理は、利用者の責任で行ってください。
- ◎ 集積所の新設・移動・分散・廃止をする場合は、当該地区が属する自治会長名での申請が必要となります。

- 新規の集積所を設置する場合は、次の事項に留意する。
 1. 1ヶ所の集積所を使用する世帯数について、ゴミは8世帯以上、資源物は30世帯以上であること。
ただし、道路事情等によりやむを得ない場合は、別途協議する。
 2. ゴミ収集車が安全かつ円滑に収集作業が行える場所であること。また、ゴミ収集車は安全上バックでの走行はしないので、通り抜けができるまたは、容易に回転できる道路形態であること。
 3. マンション、アパート等で、敷地内に囲いの集積所を設置する場合は、『茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例』に準ずるものとし、使用前に必ず市の検査を受けること。
なお、市では工事完了検査済証が交付されるまでは、ゴミおよび資源物の収集は開始しない。
検査後の形状の変更および、構築物（電柱・フェンス・金網・ゴミストッカー等）の設置は原則として認めない。やむを得ない場合は、事前に市と協議すること。
 4. 特定開発事業に該当しない小規模宅地開発等の場合は、当該地が属する自治会と集積場所について協議すること。
 5. 小規模宅地開発で7戸以下の場合であっても、時期をずらして8戸以上になる計画がある場合は、最終個数に合わせた面積の集積所を設置すること。
 6. 雨水等が道路上に流れないように勾配をつけること。その際、雨水等の処理についてはゴミ集積所内に集水桝等を設ける、または敷地内に排水できるような構造（CBブロック等に排水溝を設ける等）とすること。
- 集積所を移動・分散・廃止する場合は、次の事項に留意する。
 1. 現在の集積所および移動・分散後の集積所を地図に明記すること。
 2. 廃止する場合は、使用世帯に廃止する旨および今後の排出場所を周知すること。
- 申請書が提出されてから実態調査、処理等で収集開始まで2週間ほどかかるので、申請は余裕をもって行う。
- 資源物（プラスチック製容器包装類、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、廃食用油、金属類）の集積所は、別途当該地が属する自治会と協議し、排出場所を決める。
なお、新規の集積所が必要となる場合は、事前に環境事業センターと相談する。

《参考》

びん用コンテナ	50cm(縦)×68cm(横)×38cm(高さ)
かん・ペットボトル用ネット	46cm(縦)×46cm(横)×96cm(高さ)
30世帯の目安	コンテナ1個・ネット2個

問い合わせ：〒253-0071 茅ヶ崎市萩園1085
茅ヶ崎市 環境部 環境事業センター
Tel. 0467-57-0200